


所管部課	企画財政部 公共施設等マネジメント課	部長	田代 雄己				
件名	東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンター きよはらの指定管理者の指定について			区分		○	1 審議事項
関係事項	条例規則	地方自治法第244条の2第6項・東大和市地域包括支援センター条例第13条第4項・東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条第4項					
	部課機関	福祉部高齢介護課					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市地域包括支援センター条例第13条及び東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条の規定に基づき、東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者を公募し、選定を行った。</p> <p>地方自治法第244条の2第6項並びに東大和市地域包括支援センター条例第13条第4項及び東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条第4項の規定に基づき、選定した団体を指定管理者として指定するため、平成30年第4回市議会定例会に議案を提出するものである。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはら</p> <p>(2) 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者 社会福祉法人 多摩大和園 東京都東大和市狭山2丁目1264番地5 理事長 川崎 裕康</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 影響及び効果 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの適正な管理、運営を図ることができる。</p>							
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 平成30年10月4日、東大和市指定管理者選定委員会による第1次審査（書類審査）を行い、応募団体を第1次審査通過団体とした。</p> <p>(2) 平成30年10月11日、東大和市指定管理者選定委員会による第2次審査（プレゼンテーションとヒアリング）を行った。</p> <p>(3) 平成30年10月17日、東大和市指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の指定を受けようとする事業者の選定を行った。</p> <p>(4) 平成30年10月19日、東大和市指定管理者選定委員会委員長から、市長に指定管理者の指定を受けようとする事業者の選定結果の報告を行った。</p> <p>(5) 平成30年10月19日、応募団体へ指定管理者選定結果の通知を発送した。</p>							
3. 留意事項（問題点等）							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成30年第4回市議会定例会に議案を提出したい。</p>							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。